|  |
| --- |
| 用途廃止届　兼　占用廃止届令和　　年　　月　　日　　　和歌山県知事　様届出人　住　所　〒　　連絡先　河川法（昭和39年法律第167号）の規定による許可に基づく工作物の用途及び土地の占用を廃止したので、同法第31条第１項及び和歌山県河川管理規則（昭和40年規則第71号）第７条の規定により、次のとおり届け出ます。１　河川の名称２　許可等の年月日及び番号令和　　年　　月　　日付け　和歌山県指令海建管第　　　　　　　　号３　許可等の内容及び条件の概要別添許可書の写しのとおり４　廃止の年月日令和　　年　　月　　日５　廃止の理由 |

備考

１　届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　正本１部を海草振興局建設部管理保全第二課に提出すること。